

使用許諾書（見本）

御中

年 月 日

一般社団法人人間生活工学研究センター

使用許諾対象物：一般社団法人人間生活工学研究センターが提供している日本人の手の寸法データベース 2010

納品書 No：****

ファイル名：DBsize-hand2010.csv

一般社団法人人間生活工学研究センター（以下「HQL」と言います）は、下記条項を承諾および遵守していただくことを条件に、お客様の使用許諾対象物に対する使用権を認めます。

（契約の成立）

第1条 お客様が使用許諾対象物を受け取られた時点から本契約は成立します。

（契約の終了）

第2条 お客様が本使用許諾書の条項の何れかに違反された時点で本契約は終了し、お客様の使用許諾対象物に対する使用権は消滅します。使用許諾対象物はHQLに返却してください。その際HQLは、使用許諾対象物に対する対価を既に受け取っていてもこれを返却しません。

（使用の範囲）

第3条 お客様が個人である場合、お客様ご本人に限り使用できます。お客様が法人である場合、お客様の役員または従業員の方のみが、お客様の業務上の目的に限って使用できます。

2 お客様が第三者との間で当該第三者からの役務供給契約を交わし、当該第三者に使用許諾対象物の使用を許可することも可能ですが、この場合、当該役務供給契約の業務上での使用に限り、かつ、当該第三者にも本使用許諾書の条項が適用されることを、お客様の責任において保証してください。

3 使用許諾対象物を、第1項および第2項の制限に関して、お客様が保証できない状態に置かないでください。例えば、コンピュータネットワークを通してアクセスできる環境に置く場合、第1項および第2項で許可する人の他は、通常的手段ではアクセスできない機構が施されたものでなければなりません。

4 お客様が使用許諾対象物の一部または全部に関して、複写、編集、加工などを行い、使用許諾対象物の一部または全部を直接に使用する場合と同等の使用が可能となるもの（以下「準使用許諾対象物」と言います）を製造した場合、この準使用許諾対象物に対しても本使用許諾書の全ての条項は適用されます。

5 お客様が使用許諾対象物もしくは準使用許諾対象物の一部または全部を論文発表その他何らかの公表を行う場合には、HQLの許可が必要です。事前にHQLへ申請してください。

（権利の処分）

第4条 お客様は、本契約における地位を第三者に継承または移転することはできません。

（解約）

第5条 相当の事由があるとHQLが認め、かつ、納品の日から1週間以内であれば、お客様は本契約を解約することができます。この場合、使用許諾対象物に関するお客様の使用権は消滅します。使用許諾対象物はHQLに返却してください。

2 前項により本契約を解約した場合、使用許諾対象物から生成された結果は、お客様の責任において全て抹消していただきます。

3 HQLは、使用許諾対象物に対する対価を既に受け取っていた場合、第1項による解約の日から1ヶ月以内に、これを返還します。

（記録形式や媒体の交換）

第6条 HQLは、使用許諾対象物を提供するために使用する媒体（CD-ROMや紙など）の損傷や、その記録形式の非互換などにより、お客様が正常に使用許諾対象物を受け入れることができない場合、納品の日から1ヶ月以内であれば記録形式や媒体の交換に応じます。

（免責）

第7条 HQLは使用許諾対象物に関する一切のサポート義務を負わないものとします。

2 HQLは使用許諾対象物に瑕疵があったとしても一切の責任を負わないものとします。

3 お客様が使用許諾対象物を使用した結果として何らかの損害を被ったとしても、HQLは一切の責任を負わないものとします。

（以上）